

情報通信審議会
電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会
(第41回) 御説明資料



令和7年7月18日
一般社団法人テレコムサービス協会



一般社団法人テレコムサービス協会の紹介

○ 沿革

平成6年に特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声VAN振興協議会、日本情報通信振興協会の4団体が統合し発足。平成24年4月に一般社団法人に移行

○ 会員

全国11支部に294会員が加盟（令和7年7月9日現在）

会員は電気通信事業、情報サービス事業、ISP事業、CATV事業、地域情報化推進事業などを行う通信事業者及び情報通信事業者などのICT関連企業

主な会員企業（会長、副会長及び常任理事会社）

ミロク情報サービス、インテック、インターネットイニシアティブ、スターネット、日本アイ・ビー・エム、富士通、NTTデータグループ、TIS、電波新聞社、TOKAIコミュニケーションズ、トランスコスモス、ビッグロブ、三菱電機インフォメーションネットワーク、メイテツコム

○ ビジョン

情報通信ネットワーク社会構築のための重要な担い手として、多様な情報通信サービスの創出、健全な競争市場の発展、安全・安心なネットワーク社会の実現を活動目標とし、これらの活動により事業者のビジネスに貢献するとともに消費者の利益と地域社会の発展及び公共の福祉に資すること

○ 主な活動

- ・多様なネットワークサービス事業の創出 — 技術の発展や政策動向を踏まえた事業創出や課題解決等
- ・健全な競争市場の発展 — 規制緩和で実現した情報通信市場で、更なる公正なICT競争市場の発展
- ・安全・安心なネットワーク社会の実現 — 違法・有害情報への対応などICTサービスの安全性の向上



認定基準の追加関係（検討事項1～3）に対する意見

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（第39回）資料39-5 P.4～9まで

当協会から特に異議はない。

卸元事業者への義務付け関係（検討事項4～6）に対する意見

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（第39回）資料39-5 P.10～14まで

4. 役務の継続性があると認められる基準

（事業継続期間）

事務局案である「6か月」が相当である。

（その他の要件）

事務局案である「電気通信番号使用計画の認定を直接受けている場合」「新規事業者について既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等により、新会社が設立された場合」「役員の中に電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合」に加え、以下2点の追加を検討願いたい。

- ・株式を上場している場合
- ・事業実績や今後の事業計画に関する書類の作成を行い、かつ当該書類の作成に係る社内のコンプライアンスについて、弁護士による顧問・監督を受けていること等別途総務省が相当であるとする体制にある場合

卸元事業者への義務付け関係（検討事項4～6）に対する意見

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（第39回）資料39-5 P.10～14まで

5. 役務の継続性の確認義務の適用除外となる提供番号数

事務局案である「50番号以下」について、その算定方法及び算定結果のいずれについても異議はない。

本制度は、第一種、第二種の指定事業者のような大規模の事業者だけが適用になるものではなく、より小規模な、例えば二次卸事業者から三次卸事業者に卸をする際にも義務がかかるものとの認識であり、そのような小規模な電気通信事業を営むもの（中には50番号以下のような規模の事業者も相当数存在するものと思慮）の視点も踏まえ御判断いただきたい。

また、今後の特殊詐欺事案等のトレンドを踏まえ、本件犯罪利用対策の効果を測定しつつ、提供番号数についても適宜見直しを行うことを要望する。

卸元事業者への義務付け関係（検討事項4～6）に対する意見

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（第39回）資料39-5 P.10～14まで

6. 卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法

（①卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無）

事務局案に異議はない。

（②卸先事業者の役務継続性の有無）

事務局案（a. サービスの継続期間が確認可能な契約書や料金請求書等の提示を受けること、b. 電気通信番号使用計画の認定証（令和7年改正法施行後に認定を受けたもの）の提示を受けること、c. 親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けること、d. 当該者が一定の従事経験があると証明する書類（役員であれば過去従事していた企業の登記簿謄本等）の提示を受けること）に加え、以下2点の追加を検討願いたい。

e. 卸先事業者が株式上場していることの卸元事業者による確認

f. 事業実績や今後の事業計画に関する書類の提示を受け、かつ、当該書類の作成に係る社内のコンプライアンスについての、顧問弁護士からの書面等総務省が相当とする体制であることの証左となる書類の提示を受けること

その他（検討事項7）に対する意見

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会（第39回）資料39-5 P.15～16まで

7. その他

犯罪的な電気通信番号の利用を目論む者は、NTT東西やMNOなどの（言うなれば「0次」）事業者、またその確認を直接受ける1次MVNO/MVNE等の卸元事業者を避け、2次以降の事業者に接触し、3次以降の事業者として電気通信番号の犯罪利用を行う可能性も考えられる。

ここが犯罪対策において「最も弱い環」となることのないよう、そのリテラシーを高めていくため、事務局案（電気通信番号制度関連の省令・告示等について、必要に応じて見直しについて検討を行う）に加え、以下を検討願いたい。

- ・電気通信番号制度に関する周知の更なる充実。以下、例として、
 - ・「電気通信番号を使用するための手続き」Webページ（※1）を拡充し、新規に参入する事業者に分かりやすく説明すること
 - ・「電気通信事業参入マニュアル（追補版）」（※2）に電気通信番号制度に関する記載を追加すること
 - ・事業者向けの説明会を重ねて開催すること